石運輸第５８６号の２
令和４年１２月１５日

一般乗用旅客自動車運送事業者　各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の
審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので、了知願います。

北信交旅第６３５号の２
令和４年１２月１３日

管内各運輸支局長　殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の
審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

公　　示

公示第６８号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成１４年７月１日付け公示第１５号）を別紙のとおり一部改正する。

令和４年１２月１３日

北陸信越運輸局長　平井　隆志

別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」

新	旧
公　　示 公 示 第 １ ５ 号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第９条の３第２項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤秀一 記 １．（略） ２．運賃改定手続の開始等 （１）運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから３ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率（当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。）が７割以上となった場合には、３ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始することとする。 （２）運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が７割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこととする。 ①　申請率が７割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するものとする。 ②　当該運賃改定手続を中断したときから３ヶ月の期間の間に、追加	公　　示 公 示 第 １ ５ 号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第９条の３第２項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤秀一 記 １．（略） ２．運賃改定手続の開始等 （１）運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから３ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率（当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。）が７割以上となった場合に、運賃改定手続を開始することとする。 （２）運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が７割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこととする。 ①　申請率が７割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するものとする。 ②　当該運賃改定手続を中断したときから３ヶ月の期間の間に、追加

的な申請により申請率が７割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。

③　当該運賃改定手続を中断したときから３ヶ月の期間の間に、申請率が７割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。

（３）　なお、（１）において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び（２）③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第９条の３第２項第１号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

３．～８．（略）

附　則（平成１４年７月１日付け公示第１５号）

（略）

附　則（平成２６年１２月１５日付け公示第６５号で一部改正）

改正後の規定は、平成２６年１２月１５日以降に処分するものから適用する。

附　則（令和４年１２月１３日付け公示第６８号で一部改正）

改正後の規定は、既に申請があったものにも遡及して適用する。

別添

運　賃　適　用　地　域

運賃適用地域名	適　用　地　域
新潟県Ａ地区	新潟市Ａ（新潟市のうち、平成１７年３月２１日合併前の新潟市及び平成１７年３月２１日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域
新潟県Ｂ地区	新潟県Ａ地区を除く新潟県の全域
金沢地区	金沢市、白山市Ａ（白山市のうち、平成１７年２月１日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域）、かほく市、野々市市、河北郡の区域
石川地区	金沢地区を除く石川県の全域
富山地区	富山県の全域
長野県Ａ地区	長野市Ａ（長野市のうち、平成１７年１月１日合併前の長野市及び平成１７年１月１日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域）、千曲市、埴科郡の区域）

的な申請により申請率が７割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。

③　当該運賃改定手続を中断したときから３ヶ月の期間の間に、申請率が７割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。

（３）　なお、（１）において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び（２）③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第９条の３第２項第１号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

３．～８．（略）

附　則（平成１４年７月１日付け公示第１５号）

（略）

附　則（平成２６年１２月１５日付け公示第６５号で一部改正）

改正後の規定は、平成２６年１２月１５日以降に処分するものから適用する。

別添

運　賃　適　用　地　域

運賃適用地域名	適　用　地　域
新潟県Ａ地区	新潟市Ａ（新潟市のうち、平成１７年３月２１日合併前の新潟市及び平成１７年３月２１日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域
新潟県Ｂ地区	新潟県Ａ地区を除く新潟県の全域
金沢地区	金沢市、白山市Ａ（白山市のうち、平成１７年２月１日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域）、かほく市、石川郡野々市町、河北郡の区域
石川地区	金沢地区を除く石川県の全域
富山地区	富山県の全域
長野県Ａ地区	長野市Ａ（長野市のうち、平成１７年１月１日合併前の長野市及び平成１７年１月１日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域）、千曲市、埴科郡の区域）

長野県Ｂ地区	長野県Ａ地区を除く長野県の全域

別紙１～別紙５（略）
別添１～別添２（略）
別表１～別表２（略）

長野県Ｂ地区	長野県Ａ地区を除く長野県の全域

別紙１～別紙５（略）
別添１～別添２（略）
別表１～別表２（略）